

## 令和8年度南米次世代育成推進業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、南米次世代育成推進業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

### 1 委託事業名

令和8年度南米次世代育成推進業務

### 2 目的

平成16年4月1日に施行した「岡山県国際貢献活動の推進に関する条例」に基づいて、国際貢献活動の一つとして定めた技術支援活動を推進するため、南米県人会と連携して、次世代ビジネスリーダー候補生を本県に受入れる。技術移転の先導的な展開とともに、候補生と県民との交流を通じて、本県と候補生の出身国との友好関係の促進を図るもの。

### 3 事業概要

本県において、約4か月間、南米からの次世代ビジネスリーダー候補生を受入れ、企業等での研修や日本語研修、県民との交流イベントの企画・実施等、本県における滞在をサポートする。

### 4 委託業務内容

#### (1) 受入れ及び帰国に関する業務

##### ア 宿泊先に関する業務

候補生が研修期間中に滞在する宿泊施設の予約、支払等に関すること。なお、宿泊施設は、県が指定する施設とする。

##### イ 来日時の入居補助（設備説明等）及び帰国時の退居補助に関する業務

##### ウ その他受入れに関する業務

#### (2) 滞在に関する業務

##### ア 滞在費等の交付に関する業務

原則として、毎月末日に翌月分として下記の額を支給すること。

・滞在費 1日当たり3,500円を支給

・交通費 宿舎から研修機関までの実費を支給

##### イ 銀行口座の開設及び解約に関する業務（必要な場合に限る。）

##### ウ 在留カードに関する業務（必要な場合に限る。）

##### エ 傷害保険の加入手続及び保険金請求事務手続に関する業務

##### オ 健康診断の受診に関する諸手続

##### カ 病気、けが等の治療に係る病院受診や入院の諸手続

##### キ 自転車の貸与

##### ク その他滞在に関する業務

(3) 受入機関との連絡業務

- ア 受入機関を訪問し、研修時間・休日等の確認を行うこと。
- イ 研修旅費、教材費及び指導謝金（1日当たり1,500円）の支払等に係る業務を行うこと。
- ウ 通訳者の手配を行うこと。
- エ その他受入機関との連絡業務

(4) 生活指導業務

宿舍の利用方法及び宿泊先から研修機関までの経路説明や日常の生活相談対応等、滞在中に必要な生活に係る指導を行うこと。

(5) 日本語研修業務

日本滞在中に必要な日本語の研修を行うこと。なお、日本語研修の期間については、各候補生の滞在期間に応じてその都度定めることとする。

(6) 月例報告会に関する業務

- ア 毎月末日に報告会を開催し、行事計画の伝達と各月の研修内容をまとめたレポート（400字詰め原稿用紙2枚程度）及び「行動・研修内容報告表」を提出させること。
- イ 研修終了月には、別に定める期限までに、研修成果をまとめたレポート（最終レポート：400字詰め原稿用紙10枚程度）及び研修期間中の写真を提出させること。
- ウ レポートが英文の場合は日本語に翻訳して提出すること。

(7) 県民との交流に関する業務

候補生と県民との交流を企画すること。（滞在中に1回以上、国際交流や本県への理解を深めることを目的としたイベント等を企画し参加させること。）

(8) 県内視察研修に関する業務

候補生を引率し、候補生のルーツを探る観光地視察など、ふるさと「岡山」に対する興味や関心を高める県内視察研修を行うこと。

(9) 岡山県県民生活部国際課との連絡業務

- ア レポート等の書類を国際課に送付すること。
- イ 県が主催する候補生の表敬訪問、研修修了式等の行事について候補生に伝達し、参加させること。
- ウ 候補生の研修及び滞在に必要と思われる事項について連絡し、疑義を生じた事項については、その都度国際課と協議し、決定すること。

(10) 過年度海外技術研修員との連絡業務

令和元年度以前の海外技術研修員について帰国後の連絡調整や相談対応等が必要となる場合、適切に対応すること。

(11) 担当者等の配置

当業務について、常時対応可能な専属の担当者を設置すること。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

#### 5 候補生の受入人数・期間等

- ・ブラジルから1名・最長120日
- ・アルゼンチンから1名・最長120日

## 6 委託限度額

3, 563, 802円以内（消費税等を含む。）

## 7 備品の管理等

受託者が受託料の中から購入した備品については、県の所有に属するものとする。

## 8 成果物の提出等

- (1) 成果物 事業実績報告書（A4）1部  
事業で撮影した写真データ
- (2) 提出場所 岡山県県民生活部国際課
- (3) その他 事業実施報告書の作成に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること。
  - イ 本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

## 9 協議等

委託業務の全部を再委託することはできない。また、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承認を受けなければならない。

受託者は、本仕様書に規定するもののほか、受託者の業務を行う上で疑義が生じた場合は、その都度県と協議するものとする。